

＜アーカイブ活用にとって最大の課題点＞

それは、日本を席卷する
「コンプライアンス至上主義」

善意の検閲者、
正義を振りかざす無関係な人、
1%の間違いも認めない完全主義者たちが、
日本のコンテンツ力・可能性・実験力を潰していく。

ではどうするか・・・

- ・柔軟性の高い権利制限規定
- ・円滑なライセンス体制
- ・名目より「実益」を取る覚悟と、その常識化
(多少グレーでも)

【例1】作者が亡くなった作品



柴山薫「爆骨少女ギリギリぷりん」表紙
1996年08月に集英社から発行

柴山薫先生

- ・代表作は『爆骨少女ギリギリぷりん』『チャラ!』『ライバル』など。
- ・2007年4月14日、急性心不全により死去。(42歳)
- ・ご両親も既に亡くなっている。
- ・弟さんがいるという噂がある。
(=パブリックドメインかどうか不明)

実際に裁定制度を申請してみた

1. 文化庁「裁定制度は、普通は紙の本(部数確定)での利用の話であって、電子書籍(新しいビジネス)は予想できない。」
2. 「何か証明が欲しい。似たジャンルの作品を選んで収益予想を示してくれ。」
3. 「漫画家協会辺りに見てもらって、予想が正しいかどうか証明してもらってくれ。」
4. 「分かった。権利者を探しているという広告を出してくれ。」
5. 「供託金を出してくれ。」(この時点で、9割くらいは利用を開始)
6. 出すのは、作家が儲けるであろう金額。例えば法務局に担保金として30万円。
7. 文化庁長官の標準処理期間は2ヶ月。
8. 文化庁長官「いいよ～(^^)」(これで「保証金」になった)
9. やった！ 裁定制度バンザイ！！(笑) ←イマココ

ところが……

10. 権利者が出てきた。**(※文化庁の想定外)**
11. 権利者「何だコレ！勝手に使うな！」「しかも金額が足りねーよ！」
12. ここで文化庁長官が「まあまあ、ここは私に免じて……(^^;)」
……とは言ってくれない。
13. 裁定を知ってから6ヶ月以内なら、訴えることが可能。(著作権法72条1項)
14. しかも「いいよ」と言った文化庁長官ではなく、
申請した会社を訴えろと書いてある。(著作権法72条2項)
15. 文化庁「僕知らないから、後は2人でやってね(^^;)。」

※前ページの4～8の間に権利者が出てきた場合は、連絡が取れたということなので、利用を停止して打ち合わせで保証金額を決定する。

※13は、権利者が「知ってから」6ヶ月以内なので、電子書籍の取り扱いが終わった後でも、いきなり訴えられる危険性がずっと残る。

じゃあ、こんな美談だったらどうだろう

1. 柴山薫先生が亡くなって、もう海賊版でしか読めなくなった。
2. 元アシスタントさん達や、知り合いの著名漫画家たちが悲しんでいる。
「これでは柴山先生が浮かばれない・・・」
3. 赤松の「マンガ図書館Z」に掲載を依頼してきた。
4. ご両親は亡くなっており、権利者不明。しかし弟さんがいるという噂が。
5. 裁定制度を途中まで進めておく。
6. 勝手に使用し、しかし収益は「心不全の治療研究機関」に全額寄付する。
7. 一応、著作権法違反のようだが・・・さて、これを「誰」が訴える？
(たとえ、TPPによる著作権侵害の非親告罪化が入ったとしても)

<今後4年で実施すべき施策>

- 柔軟性の高い権利制限規定
- 円滑なライセンス体制
- 名目より「実益」を取る覚悟と、その常識化
(多少グレーでも)